

## 空港滑走路面異物検知レーダー分科会設置要綱

2024年3月1日

第122回規格会議決定

### 1. 設置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第14条の規定に基づき、空港滑走路面の異物を検知するレーダーシステムに関する標準規格策定のため、空港滑走路面異物検知レーダー分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

### 2. 審議事項

分科会は、空港滑走路面の異物を検知するレーダーシステムに関する標準規格及び技術資料の原案を作成する。

### 3. 構成

(1) 分科会は、細則第15条の規定に基づき構成する。

(2) 分科会には、細則第16条の規定に基づき主査及び副主査を置く。

### 4. 設置期間

分科会は、規格会議において空港滑走路面の異物を検知するレーダーシステムに関する標準規格及び技術資料が策定されるまでの間設置する。

### 5. 分科会の運営に関する事項

分科会の運営に関する事項は、分科会において別に定める。